

さらに夫の自作、自小作および小作の別に平均結婚費用の節減状態をみると、自作においては、普通の結婚では千四百五十八圓三十錢であるに對して、新體制の結婚では四百七十一圓であるから、實に九百八十七圓三十錢の節減、前者に對して後者は三割二分三厘に過ぎないのである。自小作においては、普通の結婚では九百九十三圓六十錢であるに對して、新體制の結婚では三百九十一圓であるから、六百一圓六十錢の節減、前者に對して後者は三割九分四厘である。また小作においては、普通の結婚では五百八十二圓であるに對して、新體制の結婚では二百三十七圓五十錢であるから、三百四十四圓五十錢の節減、前者に對して後者は四割八厘に當つてゐる。

右の結果でみると、自作の夫と結婚する妻において節減率が最も多く、自小作の夫と結婚する妻がこれに次ぎ、小作の夫と結婚する妻において、節減率は最も少いことがわかる。しかし經濟的地位別による夫の結婚費用の節減率を説明した場合に一言した如く、小作の夫と結婚する妻の節減率が最も少いのは、節減するべき餘地はすでに比較的に少いためであらうとおもはれる。

支那事變當初年の婚姻數増大 原因の分析

關山直太郎

(一)

大規模の戰争が、婚姻件數や婚姻率に影響を及ぼすことは、容易に想像

し得らるる所であつて、前歐洲大戰時に於ては最も顯著に之が現はれて居り、我が日露戰役に就ても或程度の影響を見るのである。蓋し、戰時には恰も結婚適齡期にある壯丁が大量に動員され、而して戰後には此等の者が概ね一時に復員する爲に外ならない。勿論動員以外にも、戰時には結婚を阻害する因子が少からず存すべく、又之は男子に就てのみならず、女子に就ても或程度云ひ得ることであらう。

ところで普通に婚姻率は、戰時中には低下し、戰後に上昇するものと考へられて居り、事實又左の前歐洲大戰時の例は、典型的に之を證してゐる。

(イ) 結婚數

國別	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九
ドイツ	五三三,000	五〇〇,000	二九八,100	二五九,100	三一三,500	三五九,000	八四三,600
フランス (七七縣)	二四七,900	一六六,900	七五,100	一〇八,100	一五八,400	一七八,300	四四七,000
イギリス	三三三,000	三三一,100	三三一,300	三三三,600	三一〇,300	三三三,900	四四〇,700
イタリヤ	一八五,100	一五三,100	一八五,700	一〇五,900	九三,600	一〇四,100	一三一,100
ベルギー	五四七,000	三五九,000	二八四,000	三一四,000	三〇五,000	三〇〇,000	九七一,000

(備考) 戰時中英國が餘り減少せず、寧ろ増加せる傾向あるは、一九一五年に未婚男子に對し兵役義務が課されたためと稱せらる。

(ロ) 婚姻率(人口一、〇〇〇に付)

國別	一九〇八	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三
ドイツ	一九三	七八	六八	四一	四一	四七	五四	一三・四	一四五	二六	二一
フランス	七九	五一	二三	三三	四九	五四	一四・〇	一六〇	二六	九七	?
イギリス	七六	七九	一〇一	八一	七七	八六	一〇〇	一〇一	八五	七八	?
イタリヤ	七七	七〇	五一	二九	三七	三〇	八八	一四・〇	二七	?	?
ベルギー	七九	五三	三三	四一	四一	四四	五九	二八	一四・二	二八	?

然るに我國の例、例へば日露戰爭の時を採つてみれば、戰爭勃發の當

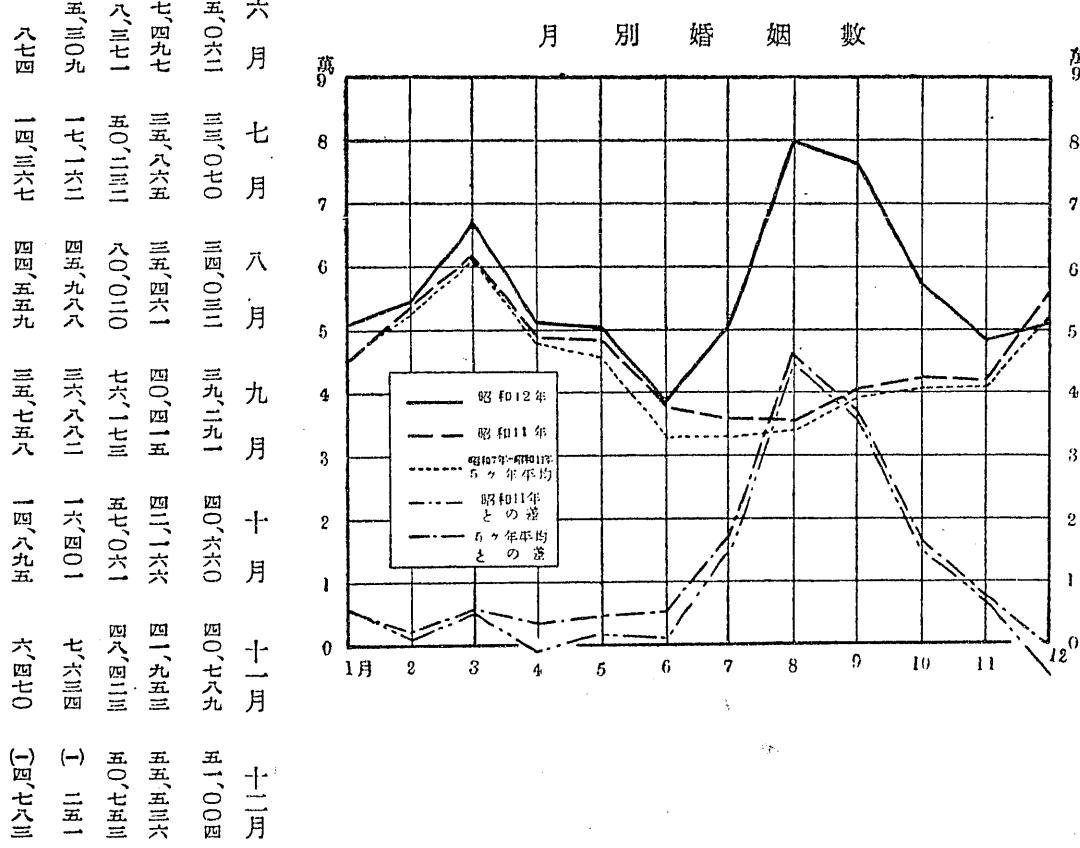
初、婚姻率は却て上昇し、その後低下して、戰後に再び上昇の傾向を示した。支那事變は勃發以來四年を経過し、更に大東亞戰爭にまで發展して、いつ終熄するかも判らないため、戰後のこととは云へないが、事變勃發

當初、殊に最初の三四ヶ月は顯著に増大したのである。然るに同年十二月から減少し始め、十三年を通じて著しく減少をつづけてゐる。尤も昭和十四年以後の婚姻統計は、他の人口動態統計と共に、公表されてゐないために其の後の變動に就ては説明することが出來ない。今、日露戰役の前後及支那事變勃發前後の婚姻率(人口一〇〇〇に付)を掲ぐれば次の如くである。

年	明治三六年	昭和九年
三七年	× 七・九六	一〇年
三八年	八・四七	一一年
三九年	七・三二	一二年
四〇年	八・八八	一三年
四一年	九・三五	七・四六

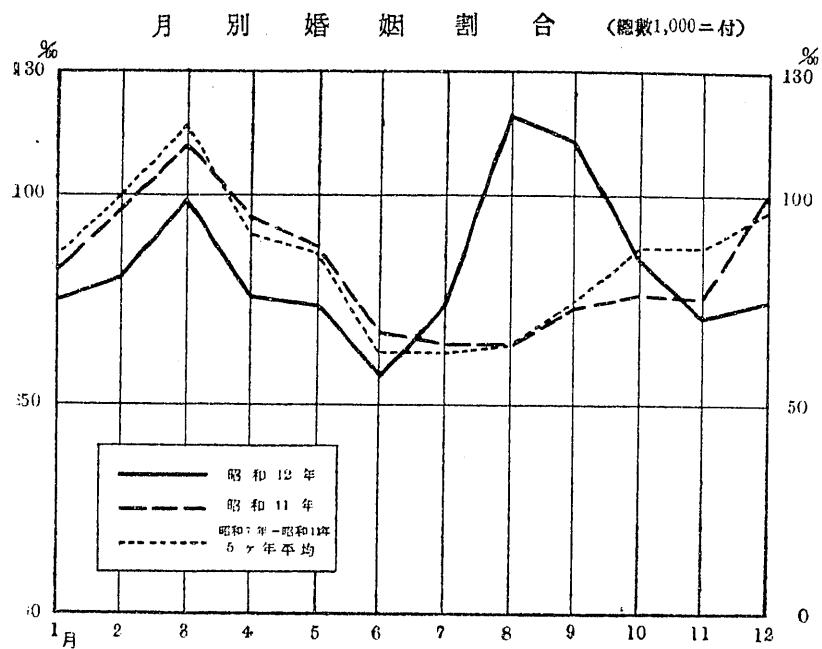
斯く戰爭の勃發當初に於て、婚姻率が上昇することは、一見奇異に感ぜらるるが、之は然し戰爭の勃發に際して、結婚數が現實に増加したといふよりは、事實上の夫婦關係にあつた應召者及應召適格者の結婚届が、一時に殺到することに原因してゐるものと考へられる。試みに以下之を吟味して見よう。

先づ事變前年の昭和十一年及昭和十一年に至る前五ヶ年の平均婚姻數を月別に表示し、之と昭和十二年の月別婚姻數とを比較してみる。



即ち右に依て明かなる如く、昭和十二年七月から十一月にかけて婚姻數は俄然激増し、前五ヶ年平均に比し總數十五萬件、昭和十一年に比し十二萬五千件を増加してゐる。勿論之には六月以前の増加分（十一月には却て減少してゐる）をも含んでゐるのであるが、七月乃至十一月に於ける増加數のみを見ても、五ヶ年平均に對しては一二四、〇六七件、十一年に對しては一一六、〇四九件の増加を示すのである。

由來月別結婚數の割合は年々大なる變動を見ないのであるが、昭和十一



然らば事變により婚姻數は如何程増加したであらうか。勿論之は推計の外ないが、月別は固より、年々の結婚數が一定してゐない以上、其の推計は甚だ困難である。數十年或は十數年の長期に亘つて觀察すれば、結婚數は大體増加の傾向があることが知られるが（明治三十二年乃至昭和十一年の趨勢値は年一%増）、短期間に於ては一定の傾向を現はすことが少ない。例へば昭和七年から十一年の五ヶ年間を見ても、總數は、

昭和七年	五一五、一七〇
八年	四八六、〇五八
九年	五一二、六五四
十年	五五六、七三〇
十一年	五四九、一一六

であつて、不規則に一高一低を示してゐる。然し試みに十一年以前五ヶ年の月別平均數及十一年の月別數と、事變勃發當年の月別數とを對照比較し（前掲表参照）、各月の増減率を算出し、以て事變前後の趨向を觀察してみ

	昭和十一年以前 前五ヶ年平均	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
昭和十一年	1,000	会	100	二七	九	全	壹	壹	壹	壹	大	大	卷
昭和十一年	1,000	全	卷	三	壹	八	六	壹	壹	七	七	一〇一	
昭和十二年	1,000	七	八	九	六	七	七	七	七	二九	一三	全	七

	總數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
五ヶ年平均に對する增加率	二八・七%	一一・二%	四・三%	九・三%	七・一%	一〇・〇%	一六・一%	五一・九%	一三五・一%	九三・九%	四〇・三%	一八・七%	〇・五%	
十一年に對する增加率	二三・八%	一三・三%	二・〇	八・六	(一)一・五	三・五	二・三	四・〇	一	一三五・七	八八・五	三五・三	一五・四	(一)八・六
之に依れば、昭和十二年は前半期に於ても五ヶ年平均及十一年に對して	二三・八%	一三・三%	二・〇	八・六	(一)一・五	三・五	二・三	四・〇	一	一三五・七	八八・五	三五・三	一五・四	(一)八・六
増加の傾向を示してはゐるが、其の増加率は前者に對しては最高一六・一%	二三・八%	一三・三%	二・〇	八・六	(一)一・五	三・五	二・三	四・〇	一	一三五・七	八八・五	三五・三	一五・四	(一)八・六

之に依れば、昭和十二年は前半期に於ても五ヶ年平均及十一年に對して增加の傾向を示してはゐるが、其の増加率は前者に對しては最高一六・一%、最低四・三%、平均九・三七%、後者に對しては最高一三・三%、最低一・五%、平均四・七四%に止まつてゐる。之に反して後半期の増加率は、前者に對しては最高一三五・一%、最低一八・七%、平均六六・〇%、後者に對しては最高一二五・七%、最低一五・四%（十一月を除く）、平均五九・三%であつて、前半期とは比較にならない。

今、假に昭和十二年後半期、特に事變勃發直後の五ヶ月間が、事變の影響を何らうけざる前半期と同様、前五ヶ年に對して九・三七%の割合を以て（十一年に對して四・七四%としても同じ結果となる）、増加したとすれば、其の數は左の如くであつて、之と實際數との差は大體事變の影響に因る増加數と認むることが出來よう。

	推定數	實數	增加數
昭和十二年七月	三七・五六五	五〇・一三三	一二・六六七
八月	三七・一四一	八〇・〇一〇	四二・八七九
九月	四二・三三〇	七六・一七三	三三・八四三
十月	四四・一六四	五七・〇六一	一二・八九七
十一月	四五・九四一	四八・四一三	四・四八二
合計	一一〇五・一四一	三一一・九〇九	一〇六・七六八

即ち右一〇六、七六八件が事變の影響による婚姻の増加數と認められる

が、勿論事變勃發以後に於ては、他方に結婚を阻止する事情が少くないから、之を考慮に入れるときは、事變による結婚の増加數は、前記の計數

次に右の様な結婚事情の變動は、平均婚姻年齢にも影響を與へてゐないだらうか。もし從來長く内縁關係であった夫婦が、事變勃發を機として届出を勧行したとすれば、多少とも平均婚姻年齢を高めるものと考へられる。仍て試みに昭和十一年と十二年に於て、平均年齢を三階段に分けて掲げてみる。

夫の年齢

	婚姻全體	二〇歳—三九歳	三〇歳—三九歳
昭和十一年	二四・七二	二三・九四	二七・五五
十二年	二四・九六	二三・一二	二七・五七
（五）			

之に依れば僅少の差は見らるるが、大體から云へば、殆ど影響を受けでゐないと云はなければならない。

以上のことからして吾々は次の様な結論を導き出すことが出來よう。

（一）は事變に依る婚姻件數の増加は、其の大部分が届出の勧行促進に外ならぬと云ふことである。一般に實際上の結婚と法律上の結婚（即ち届

出)の間隔は平均十ヶ月位と看做されてゐるが、事變の勃發により夫婦關係を速かに正式化せんとの氣運が一般に生じ、届出が勵行促進せられたものであらう。即ち昭和十二年の結婚數の中には、普通ならば届出が翌年に廻るべきものが少からず含まれてゐると考へられる。之は同年十一月から翌年にかけて婚姻數が激減してゐることから、容易に想像がつくのである。

(二) は稍、長期に亘つて内縁關係にあつた夫婦が、事變勃發を機として、届出をなして正式の夫婦關係に入つた者も、多少存すると認められることである。而して其の結果は婚姻年齢を多少共上げると考へられるに拘はらず、其のことがないのは、實數が比較的に少ないこと、前記の如く一方には届出の促進が行はれて、却て婚姻年齢を引下ぐるの作用がなされ、兩傾向が或程度相殺された結果に外ならないと考へられる。

然らば右(一)の單なる届出の促進と認めらるる數は幾許に上ると推定されるであらうか。先づ之を結婚實數の減少し始めた昭和十二年十一月から翌十三年五月迄(事變發生から十ヶ月目)を、前年の各月に比較してみよう。

	十二年			十三年			差 減							
	十一 年	十二 月	(廿一年)	十一 年	十二 月	(廿二年)	年 齢	增加率	年 齢	增加率	年 齢	增加率	年 齢	增加率
計	一一九、〇〇三	二九三、四九七	三五、五〇六	五五、五三六	五〇、七五三	四七八三	二〇	二八%	二一	一五%	三一	三〇%	一五	(二)一%
一	一一一	二九一	三五、五三六	五〇、七一七	四五、五〇一	六、二一六	二二	一五	三一	三一	二九	四一%	二五	二五%
二	一一一	二九一	三五、五三六	五四、四三〇	四八、六五一	五、七七九	二三	一四	三一	三一	一七	三〇%	二七	三五%
三	一一一	二九一	三五、五三六	六六、八七一	五六、一八二	一〇、六九〇	二四	一六	三四	三三	三三	三三%	二八	三九%
四	一一一	二九一	三五、五三六	五一、二一六	四六、〇三八	五、一七八	二五	一九	一九	一八	一八	一八%	二九	四〇%
五	一一一	二九一	三五、五三六	五〇、二三一	四七、三七二	二、八六〇	二六	一九	一二	一二	一二	一二%	二六	三二%
月	一一一	二九一	三五、五三六	五〇、二三一	四七、三七二	二、八六〇	二七	三一	三六	五三	二一	一七	三一	四五%
計	一一一	二九一	三五、五三六	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

即ち單純なる前年比較によつても、十三年前半期は三五、五〇六件の減少を示してゐるのである。もし假に十二年十二月乃至十三年五月に於ても、前年同期が前々年同期に對する様な増加率を以て、やはり増加してゐるものとすれば、同期間の結婚推定數は三四四、五九七件となり、實數との差は五一、一〇〇件に達する。由是觀之、昭和十二年の結婚實數六七四、五〇〇の中、三万五千乃至五万一千は、事變の影響による結婚の増加數と云ふよりも、寧ろ事變の影響によつて、届出が促進されたものと云ふことができよう。

次に第二の問題であるが、特に長期に亘つて内縁關係にあつた夫婦が、事變勃發を機として、届出を實行したと認めらることは、次の如く比較的高年者の婚姻數が目立つて増加してゐることから想像されるのである。既記の如く昭和十一年に對する、昭和十二年の婚姻增加率は、全體としては二一・八%であるが、之を各歳別に見てみると、次の如くであつて、夫は三十歳以上、妻は二十六歳以上に其の率が高いのである。

昭和十一年に對する十二年の婚姻增加率

夫

妻

二八 二五 三八 一七 二三 二四 三三 三〇
二九 二九 三九 二八 二四 二三 三四 三〇

右の増加率を、昭和十一年が昭和十年に對する増加率（三十歳乃至三十三歳、三十七歳、三十九歳は減少、三十四歳は一%、三十五歳及三十八歳は三%増、三十六歳は同率である）と比較するに、明かに不自然であることを觀取することが出來、この不自然さは即ち前記の推測を可能ならしむる所以である。

而して其の増加實數を試みに夫に就て檢出してみれば、

昭和十一年	十二年	差 増
三〇	三五、三七九	一〇、二八〇
二五、〇九九	二五、〇五	五、五四六
一九、四五九	一〇、一八	四、七三九
一五、三七九	一六、八八三	四、一五七
一二、七二六	一〇、七一九	四、六〇四
一〇、七一九	八、七四六	三、八八五
七、一八六	一一、〇一	四、〇〇六
六、一六四	九、〇五二	三、八二五
五、七一五	六、六六七	二、八八八
四、六二七	九五二	一、三一八
合 計	一一五、八二〇	五、九四五
	一五七、四一六	四一、五九六

となつて、其の増加實數も必ずしも小さくない。尙ほ對照上一般婚姻に

於ける男女年齢差約五歳を考慮に入れて、二十五歳乃至三十四歳の女子の各歳差増を見れば、合計四八、九八一件となり、男子の場合と略、吻合してゐる。而して若し十二年の婚姻が、各歳に就ても全體に於けると同じ様に、一二・八%の増加に止まつたとしたら、男子三十歳乃至三十九歳の増加數は二六、四〇六人となる。従つて之との差一五、一九〇人は、從來相當期

間内縁關係の儘放置してゐた夫婦が、事變發生を機として届出を實行したものと考へられるのである。但し之は各歳別の月別婚姻數が判明しないため、十一年全體と十二年全體とを比較した結果であるが、もし十二年後半期に於ても單に前半期の前年同期に對する一般増加率四・七四%を以て増加したに止まると看做したならば（即ち此等高年者の婚姻は主として事變發生後に行はれたものと假定す）、男子三十歳乃至三十九歳の婚姻增加數は僅かに五、五一〇人に過ぎず、其の差は三六、〇八六人となるのである。尤も結婚年齢が年々多少づつ高くなる傾向を考慮に入れるれば、此等の數は若干少く見積られねばなるまじ。

以上〇考察にしてもし正しくとすれば、昭和十二年の婚姻數六七四、五〇〇件中、約四三、〇〇〇件（前記三五、〇〇〇と五一、〇〇〇との平均）は單なる届出の促進、即ち普通ならば翌十三年に届出らるべきものが、十二年中に早めに届け出られたものと云ふべく、凡そ三一、〇〇〇件（前記二六、四〇六と三六、〇八六との平均）は、從來届出を放置してゐた内縁關係の夫婦が、事變發生を機として、届出を實行したものと云ふことが出來よう。而して十一年に對する十二年の推定増加數は一〇六、〇〇〇であるから、前兩者の合計七四、〇〇〇を以てしても、尙ほ約三一、〇〇〇の殘餘を生ずるが、之は事變によつて、或は事變にも拘はらず、現實に増加した婚姻數と認められるのである。